

萩市英語検定料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の積極的な受験を促し、中学生の英語に対する学習意欲を高め、英語力の向上を図ることを目的に、英検を受験する中学生の保護者に対し、英検の検定料を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、萩市内の中学校に通学している生徒のうち、英検3級以上を受験した中学生の保護者とする。ただし、市税等を滞納している者は対象外とする。

2 補助は、学年問わず英検3級以上を受験した中学生1人につき1回とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、英検の検定料の全額とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、萩市英語検定料補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、当該検定試験の結果の通知その他の受験したことを証する書類の写しを添えて、市長へ提出しなければならない。

(審査及び決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合には、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を萩市英語検定料補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又は萩市英語検定料補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る金額に関し、すでに補助金が交付されているときは、当該申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(受験結果の照会)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該生徒が通学する中学校に対して、受験結果を報告しなければならない。

2 当該中学校は、受験者の合格者数を教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年5月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。